

奈良県文化振興大綱

平成29年3月

奈良県

目 次

序 章	1
第 I 章 大綱の趣旨	
1. 文化芸術振興基本法に規定される文化振興における県の役割	1
2. 教育基本法に規定される文化振興における県の役割	2
3. 大綱の位置付け	3
4. 大綱の趣旨及び基本的な考え方	3
(1) 趣旨 (2) 適用期間 (3) 大綱の活用	
(※) 主要用語の定義等	
第 II 章 現状と課題	
1. 歴史文化資源活用分野	6
(1) 歴史文化資源を活用して県が取り組んできたこれまでの主な施策・事業	
(2) 歴史文化資源に関する情報の集積について	
(3) 歴史文化資源に関する説明手法について	
(4) 県立歴史文化資源活用関連施設の状況	
(5) 県立を除く歴史文化資源活用関連施設の状況	
(6) 課題分析のまとめ(留意点)	
2. 芸術文化振興分野	16
(1) 芸術文化に関する県民意識	
(2) 芸術文化振興に関して県が取り組んでいる主な施策・事業	
(3) 県立芸術文化関連施設	
(4) 市町村立芸術文化関連施設	
(5) 課題分析のまとめ(留意点)	

第Ⅲ章 現状・課題分析を踏まえた本県の文化振興施策の方向性

1. 歴史文化資源活用分野 25
 - (1) 施策対象のデータベース化
 - (2) 補助金を通じた整備・活用の支援体系の再構築
 - (3) 情報発信強化
 - (4) 国際展開
 - (5) 地域交流
 - (6) 人材育成
 - (7) 他の行政分野における歴史文化資源活用の観点への留意

2. 芸術文化振興分野 27
 - (1) 県民意識の醸成（文化力の向上）
 - (2) 伝統的な文化の継承・発展・保存
 - (3) 情報発信強化
 - (4) 人材育成
 - (5) 補助金等を通じた芸術文化活動支援

3. 歴史文化資源活用及び芸術文化振興両分野に関わる施策分野 29
 - (1) 地域の特徴を活かした広域的な文化振興の考え方
 - (2) （仮称）奈良県国際芸術家村の整備
 - (3) 県内文化振興関連施設の役割と連携

第Ⅳ章 施策の展開

1. 歴史文化資源活用施策について 31
 - (1) 施策対象のデータベース化
 - (2) 補助金を通じた整備・活用の支援体系の再構築
 - (3) 情報発信強化
 - (4) 国際展開
 - (5) 地域交流
 - (6) 人材育成
 - (7) 他の行政分野における歴史文化資源活用の観点への留意

2. 芸術文化振興施策について 35
 - (1) 県民意識の醸成（文化力の向上）
 - (2) 伝統的な文化の継承・発展・保存
 - (3) 情報発信強化
 - (4) 人材育成
 - (5) 補助金等を通じた芸術文化活動支援

3. 歴史文化資源活用及び芸術文化振興両分野に関わる総合的施策 37
 - (1) （仮称）奈良県国際芸術家村の整備
 - (2) 県内文化振興関連施設の役割と連携

4. 目標と指標 39